

(別記様式 10 状況報告書)

4 双復推第 4 8 8 号
令和 4 年 5 月 2 0 日

経済産業大臣 殿

福島県双葉郡双葉町長 伊澤 史朗

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）状況報告書

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
預金	54,309,300	0	0	54,309,300
合計	54,309,300	0	0	54,309,300

(注) 初年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出検査（見込）書抄本

○双葉町福島再生加速化交付金基金条例

平成29年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第2項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、双葉町福島再生加速化交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 町長は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合に限り、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公共団体歳入歳出予算（見込）書抄本

地方公共団体の名称：双葉町

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) 国庫支出金		(款) 諸支出金		
(項) 国庫支出金		(項) 基金費		
(目) 福島再生加速化 交付金		(目) 福島再生加速 化交付金基金費		
(節) 福島再生加速化 交付金	2,405,306,000	(節) 積立金	2,350,996,700	
合 計	2,405,306,000	合 計	2,350,996,700	